

(表面)

第 号
年 月 日

様

(退職手当管理機関)



退職手当相当額納付命令書

第17条第1項

野田市職員の退職手当に関する条例第17条第2項の規定により、退職手当の受給者に対し
第17条第3項

し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命じます。

記

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
第17条第1項 (野田市職員の退職手当に関する条例第17条第2項の規定により控除される失業者退職手 第17条第3項 当額)	円

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(退職手当の受給者の氏名)

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由)

(野田市職員の退職手当に関する条例第12条第1項及び第17条第6項に規定する事情に関し
勘案した内容についての説明)